

# 法人会ニュース



## ●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆「決算事務説明会」のご案内 ◆「自然災害リスクに関する意識調査」のご案内
- ◆「第1・第2支部 合同会員交流会」のご案内

## ●本部等の行事

月	日	曜	内 容		
8	5	月	合同委員会（社会貢献・広報）	11:00 ~ 12:00	於：事務局会議室
			合同委員会（組織・厚生）	16:00 ~ 17:00	於： //
8	7	水	事業研修委員会	17:00 ~ 18:00	於： //
8	20	火	総務委員会	11:00 ~ 12:00	於： //
8	27	火	正副会長会	11:00 ~ 11:50	於：ガーデンパレス
			昼食会	12:00 ~ 12:30	於： //
			理事会	12:30 ~ 14:00	於： //
9	4	水	改正税法説明会	15:30 ~ 17:00	於： //
9	6	金	//	15:30 ~ 17:00	於： //
9	10	火	決算事務説明会	13:30 ~ 16:00	於： //

## ●支部の行事

月	日	曜	内 容		
毎月1回			大濠公園防犯パトロール（第5支部）	19:00 ~ 19:45	於：大濠公園
			青少年対策パトロール（第1支部）	16:00 ~ 16:45	於：天神地区（3丁目）
8	7	水	役員会（第10支部）	12:00 ~ 13:00	於：玉石重機(株)会議室
8	8	木	役員会（第3支部）	12:00 ~ 13:00	於：事務局会議室

## ●青年部会の行事

月	日	曜	内 容		
8	7	水	役員会	11:00 ~ 12:00	於：事務局会議室

## ●女性部会の行事

月	日	曜	内 容		
未定			役員会	11:00 ~ 12:00	於：事務局会議室

## (I) 税務カレンダー

### 8月の税務カレンダー

- 8月13日 ●7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 9月2日 ●6月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
- 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 12月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
- 消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
- 消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2か月分)〈消費税・地方消費税〉
- 個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告
- 個人事業税の納付(第1期分)(8月中において都道府県の条例で定める日)
- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)(8月中において市町村の条例で定める日)

## (II) 知らないと損する税情報

### 修繕費と資本的支出

税理士 堤 一 博

会員の皆様は、いま、日常業務に加え、10月1日施行の改正消費税への対応に忙殺されていらっしゃると思います。

さまざまな情報が出ていますが、ご自身の会社に最適な実施に向けて、対処をお願いします。

ところで、今回は、税理士同士の中でも、最近、よく質疑がある古くて新しいテーマの「修繕費と資本的支出」について、お話をさせていただきます。

さて、固定資産を保有している限り、修繕・修理は必ず必要となるものです。

法人税法上の取扱いをざっくりとまとめると、修理したことで新しく固定資産を購入したようなものである場合は、経費処理ではなく、資産に計上し複数年をかけて減価償却として経費化することになるということです。

既存の固定資産にどの程度の手をかけるかを判断する際には、この視点が重要です。

修繕・修理を行う場合に、「修繕費」として税法上損金処理するには、まず、壊れたところを従前の状態に戻すこと、「原状回復」であるかにかかっています。例えば、部品の交換の場合には、故障したものと同じものに交換すれば、損金算入にはまったく問題ありません。ところが、その部品が製造中止となり、別のやや機能が向上した部品での交換を迫られた場合にはどう考えるべきでしょうか？日々進歩する技術に応じて必ず性能の向上はあるものです。ここで「同質・同程度」という見方があります。交換すべき部品を現状での製品群と比較したときに、概ねその性能(グレード)がほぼ同じであれば、修繕費とできます。

このあたりの事実認定を含め、税理士同士でも、微妙に意見を異にすることがあります。

以下は、原則的な取り扱いです。

法人税基本通達7-8-1では「資本的支出」とは、「固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなる」と認められる部分に対応する金額」とし、同7-8-2では修繕費とは、「固定資産の通常の維持管理のため、又はき損した固定資産につきその原状を回復するために支出する金額」としています。

既存の固定資産に手を入れる場合には、その目的が元の機能を回復させることにあるのか、あるいは、新たな機能の付加、用途の変更や使用年数の延長などその資産価値を高めるものであるかを明確にしておく必要があります。

基本的には、修繕を目的とするなら、どこをどのように「原状回復」しているかを見積書などで証明することによって損金処理可能といえます。

少額の修理等の場合（20万円未満）や周期的な修理等の場合（おおむね3年）は、法人税法上、損金算入できます（法人税基本通達7-8-3）。

また、修繕費であるか資本的支出であるかが明らかでない場合で、その費用支出額が、

- ① 60万円未満
- ② 前期末取得価額（＝当初の取得価額＋前期までに支出した資本的支出額）のおおむね10%であれば、形式基準で損金算入できます（法人税基本通達7-8-4）。

さらに、継続適用を条件とする特例として、

	A 修繕費（損金処理）	B 資本的支出（資産計上）
支出額	①支出額の30% ②前期末取得価額の10%の <u>いずれか少ない金額</u>	支出額 - Aで処理した修繕費 = B 資本的支出（資産計上）

の区分で処理できます。（法人税基本通達7-8-5）

まとめると、法人税の考え方では、固定資産の修理・改良等の費用を、修繕費部分（通常の維持管理または原状回復）と資本的支出（価値の増加または耐久性の増加）を分けるとの前提に立っていますから、その支出内容を吟味することから始まります。その結果、いずれに属するか明らかでない場合の取扱いを規定しています。

実務的には、まず金額的にその費用の額が20万円未満かどうかで吟味の対象を絞ります。次に修繕費と資本的支出に区分できるものは各々の処理を行い、いずれに区分されるかわからない部分の金額が60万円未満かどうか、あるいは、前期末取得価額のおおむね10%の金額かどうかで判断します。

参考事例としては、車載ETCを事後的に取り付けた場合は、ETCそのものは車両の機能の一部であって独立資産ではないので、20万円未満の場合は修繕費、20万円以上が資本的支出となり資産計上が必要ですし、消費税改正によるPOSレジ等のプログラム改修は、消費税計算機能を備えている場合には、8%から10%への改修であり、少なくとも本年10月1日以降の通常の維持管理のために必要な内容といえるので、その他に新たな機能の追加などがなければ、修繕費としての損金処理は可能と考えられます（法人税基本通達7-8-6の2）。また、蛍光灯のLEDへの変更は、省電力・長寿命としての価値が高まったともいえますが、あくまでも建物付属設備の照明設備の部品の機能が向上したもので、設備全体としての価値が高まったとまではいえないとして、国税庁は修繕費として損金計上を認めています（国税庁質疑事例）。

いずれにしても、修繕費と資本的支出は、個々の状況により判定が難しく、また、税務調査での一つのポイントとなっていますので、しっかりと内容を把握し、十分な説明ができるようにしておく必要がありますので、ご注意ください。

## 福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場	
2019	8	27(火)	11:00～11:50	本部	正副会長会	福岡ガーデンパレス	
		27(火)	12:30～14:00	本部	理事会(昼食会 12:00～12:30)	〃	
	9	4(水)	15:30～17:00	本部	改正税法説明会(1回目)	福岡ガーデンパレス	
		6(金)	〃	本部	〃(2回目)	〃	
		10(火)	13:30～16:00	本部	決算事務説明会	福岡ガーデンパレス	
		11(水)	18:45～21:15	本部	パソコン講座(ワード中級コース) 1/2回目	サンセルコビル	
		12(木)	〃	本部	2/2回目	〃	
		14(土)	10:20～16:20	本部	1/1回目	〃	
		18(水)	09:00～16:00	本部	役員ゴルフ交流会	古賀ゴルフクラブ	
		18(水)	18:45～21:15	本部	パソコン講座(エクセル中級コース) 1/2回目	サンセルコビル	
		19(木)	〃	本部	2/2回目	〃	
		21(土)	10:20～16:20	本部	1/1回目	〃	
	26(木)	13:00～15:30	本部	花いっぱい運動	舞鶴地区大正通り37花壇		
	10						
	11				本部	税を考える週間行事	ホテルニューオータニ博多
		15(金)	14:00～15:30	本部	五法人共催講演会	ソラリア西鉄ホテル	
					本部	パソコン講座(上級コース)	サンセルコビル
	12				本部	新任者のための税務講座	
					本部	医療健康セミナー	
		12(木)	13:00～15:30	本部	花いっぱい運動	舞鶴地区大正通り37花壇	
18(水)		14:00～14:50	本部	正副会長会	ソラリア西鉄ホテル		
18(水)		15:00～16:00	本部	理事会	〃		
2020	1	29(水)		本部	新春講演会・会員交流会	ソラリア西鉄ホテル	

※日時、会場が空白のところは未定です。